

飯塚市議会委員会条例の一部を改正する条例

飯塚市議会委員会条例(平成18年飯塚市条例第228号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、それぞれ一箇の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人</p> <p>ア 会計管理者の職務権限に関する事項</p> <p>イ 行政経営部に関する事項</p> <p>ウ 総務部に関する事項</p> <p>エ 選挙管理委員会に関する事項</p> <p>オ 監査委員に関する事項</p> <p>カ 固定資産評価審査委員会に関する事項</p> <p>キ 公平委員会に関する事項</p> <p>ク 他の委員会に属しない事項</p> <p>(2) 福祉文教委員会 7人</p> <p>ア <u>こども未来部に関する事項</u></p> <p>イ 福祉部に関する事項</p> <p>ウ 教育委員会に関する事項</p> <p>(3) 協働環境委員会 7人</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 議員は、それぞれ一箇の常任委員となるものとする。</p> <p>2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務委員会 7人</p> <p>ア 会計管理者の職務権限に関する事項</p> <p>イ 行政経営部に関する事項</p> <p>ウ 総務部に関する事項</p> <p>エ 選挙管理委員会に関する事項</p> <p>オ 監査委員に関する事項</p> <p>カ 固定資産評価審査委員会に関する事項</p> <p>キ 公平委員会に関する事項</p> <p>ク 他の委員会に属しない事項</p> <p>(2) 福祉文教委員会 7人</p> <p>ア 福祉部に関する事項</p> <p>イ 教育委員会に関する事項</p> <p>(3) 協働環境委員会 7人</p>

ア 市民協働部に関する事項	ア 市民協働部に関する事項
イ 市民環境部に関する事項	イ 市民環境部に関する事項
(4) 経済建設委員会 7人	(4) 経済建設委員会 7人
ア 経済部に関する事項	ア 経済部に関する事項
イ 都市建設部に関する事項	イ 都市建設部に関する事項
ウ 企業局に関する事項	ウ 企業局に関する事項
エ 農業委員会に関する事項	エ 農業委員会に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(常任委員会の継続審査事件に関する経過措置)

2 この条例の施行の際、現に改正前の条例第2条の規定による常任委員会において閉会中の継続審査事件として付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。